

第 1 回・第 2 回 基準検討ワーキンググループの主な意見

【訪問型サービス】

<基準緩和について>

- 訪問介護は在宅において1対1で提供するサービスなので、専門性と高い倫理性が求められる。また、これまで人材不足に対応するため、職員の専門性を認めて処遇向上や地位向上を行ってきた。このため、サービス提供責任者数や常勤職員数のような部分の緩和はできるかもしれないが、担い手の資格要件の基準を緩和することは流れに逆行している印象で疑問に思う。
- 担い手について「一定の研修受講者を想定」とあるが、だれがその一定の研修の内容を精査して認定するのか。

<状態像に応じた類型設定について>

- 訪問型のサービス内容について、利用者の状態に応じてもう少し丁寧に類型化し、だれが担っていくべきか等を精査したほうがいいのではないか。

<その他の考え方・意見>

- 類型Bのサービスは、資格要件は余り問われず、自発的なボランティア人材をしっかりと育成して、ボランティアグループやNPO法人、地域団体等がその人たちをコーディネートして、お家に行ってもらおうという事があると思う。
- 訪問型Bは、人材を地域の中から発掘・養成する等により、新たに団体を立ち上げる方向か、既存の団体を活用する方向なのか。
- 類型Aは、報酬を現行相当の何割とする必要はなく、基準もほぼ同じで、現行相当でいいのではないか。むしろ、類型Bに制度外サービスをどこまで入れるか、あるいは、住民中心のボランティアをどこまで総合事業に入れるのかなど、仕組みの議論があった方が良さそう。
- 家事支援は現行相当からはっきり切り離せば考えやすいのではないか。

【通所型サービス】

<基準緩和について>

- 通所介護は、施設の中で集団の何対何というサービスなので、同じ施設の中で資格要件の基準を緩和したとしても、同じ要支援者の現行相当対象の方と、緩和基準対象の方に同じスタッフが違うサービスを提供するという想定が難しい。となると、完全な別サービスになる。
- 基準緩和は、現行相当との一体型ではなく単独型として切り離せば、場所の問題はあるが、人材と書類の基準を緩和して、特に介護予防の運動器・栄養・口腔という専門的

なサービスの提供は、ある程度可能かと思う。ただ類型BやCと同じになってくる。

- 基準緩和では、現行の予防給付で3ヶ月に1回必要な機能訓練計画など、書類の簡素化も考えてほしいという意見もある。

<状態に応じた類型設定について>

- 同じ要支援と言っても、要介護に近い人から自立に近い人まで非常に幅が広い。フルサービスで入浴やリハビリなど濃厚なサービスが必要という人もいれば、自分で歩いて帰れる人もいる。状態に応じてどのようなサービスが必要なのかを具体的に考えていかなければいけない。

<居場所づくりについて>

- 居場所に来ている方から、「どうして居場所に来ているのに生きデイには参加できないのか」という声がある。「ここからはAで、ここからはBで、一般で」と線引きすることは、利用者は理解できないと思う。
- 居場所づくりが通所型の中では一番大事だと思うので、内容を細かくしぼるのではなく、緩やかな基準で多様な形態を認めるようにしてもらいたい。
- 空き家等を活用したいという住民の方が結構いるが、バリアフリー化や、家賃の支払い等の開設費用や運営費の補助など、何か考えてほしいという意見がある。

【共通】

<基準緩和について>

- 報酬改定に加えて、さらに何割減収での事業となると、介護職・専門職を雇っている事業者としては、現行相当と介護給付サービスのみを行っていくような想定しか経営上も考えられないという意見も挙がっている。
- 管理者は現行2つまでしか兼務できないが、そのうちの一つに給付事業をあてられると管理者の配置に苦慮する。総合事業については、3つ目の兼務を認めてほしいという現場の声がある

<人材育成・研修について>

- 人材不足なので、担い手が継続できる仕組みが必要。
- 人材教育や受講の機会等を提供して担い手を増やし、地域にある多様な自主自発のボランティアな活動を側面から継続的に支援することで、多様なサービスの奥行きと幅につながると思う。

<報酬について>

- 月額報酬は利用者にとってわかりにくい。1回当たりの単価の方がよい。訪問系も通所系もその方がすっきりするのではないか。
- 事業者からは月額報酬の方が良いとの意見もある。
- 月額報酬でも、たとえば、週1回利用で、月額いくらかなど、はっきり何回ぐらいの利用の目安かというのを明示してほしい。

- 要支援にとどめたり、自立させるなど、効果を出したらインセンティブをつけることはできないか。今は、がんばって効果を出すと、経営的には逆にしんどくなってしまう。

<その他>

- 制度の変わり目に、いきなり住民団体のほうに舵を切るのか、しばらくは既存事業者でソフトランディングして、実際の実情を見ながら住民団体にも行ってもらえる部分を広めていくのか、様々な考え方があある。
- 類型BにはNPOも地域団体も含まれると思うが、NPOはある意味仕事として行っている。地域の自治会や婦人会などの行っている助け合い活動と同じ分類というのはイメージとしてわかりにくい。